

観測地四日市における気温比較

気象庁 過去の気象データ 参考

年	月	気温(°C)				
		平均			最高	最低
		日平均	日最高	日最低		
2018	7月	27.7	32.1	24.5	37.7	22.2
	8月	28.0	33.0	23.9	37.5	17.6
2008	7月	26.4	31.2	22.7	35.2	19.3
	8月	26.5	31.2	22.6	36.4	18.5
1998	7月	26.0	30.1	22.6	35.3	18.5
	8月	27.8	32.8	24.2	36.2	21.2
1988	7月	23.9	27.4	21.1	35.2	16.6
	8月	26.1	30.2	22.9	33.7	19.4
1978	7月	27.1	30.9	23.6	35.0	19.6
	8月	27.7	32.3	23.7	36.0	20.6
1968	7月	24.2	27.4	21.7	35.0	18.2
	8月	25.7	29.3	22.7	34.9	18.6

50年前と比較	7月	3.5	4.7	2.8	2.7	4
	8月	2.3	3.7	1.2	2.6	-1

四日市市消防本部管内の熱中症(疑い含む)の救急搬送件数

消防本部消防救急課 資料

年	月	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計
2018	7月	0	2	23	65	72	162
	8月	0	3	17	47	37	104
2017	7月	0	1	10	23	25	59
	8月	0	0	6	19	20	45
2016	7月	0	0	8	15	37	60
	8月	0	0	9	28	30	67

- 「新生児」 …… 生後28日未満
- 「乳幼児」 …… 7歳未満
- 「少年」 …… 満18歳未満
- 「成人」 …… 満18歳以上満65歳未満
- 「高齢者」 …… 満65歳以上

スズメバチ駆除費用の補助制度調査

ID	自治体名称	対象	補助内容	備考
0	三重県	なし		
1	四日市市	なし		
2	川越町	なし		
3	菰野町	なし		防護服の貸出制度有
4	東員町	なし		
5	鈴鹿市	なし		
6	桑名市	なし		
7	津市	なし		防護服の貸出制度有
8	松阪市	なし		防護服の貸出制度有
9	いなべ市	なし		
10	伊勢市	なし		防護服の貸出制度有
11	名張市	なし		防護服の貸出制度有(有)
12	尾鷲市	なし		
13	亀山市	なし		防護服の貸出制度有
14	熊野市	なし		駆除用具の貸出制度有
15	志摩市	なし		
20	愛知県	なし		
21	岡崎市(中核市)	岡崎市では、【スズメバチ】と【ミツバチ(分蜂)】による人への危害を防ぐため、ハチの巣の除去を委託し、市民生活の安全を図っています。除去に要する基本的な費用については、市で負担しますが、除去のためのハシゴ等器材の準備、除去作業の妨げになる建造物の撤去は、除去要請者で準備していただくこととなります。		
22	豊田市(中核市)	なし		豊田市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ「蜂の巣駆除グループ」への蜂の巣駆除依頼の受付を行っています。
23	一宮市(特例市)	市では、スズメバチの巣の撤去、ミツバチ分封群の処理をしています。スズメバチの巣やミツバチの大群を発見したら、農業振興課へ連絡してください。		
24	春日井市(特例市)	なし		平成22年度まで行ってきた記録有
25	瀬戸市	なし		
26	小牧市	スズメバチ類及びミツバチ類が営巣し、活動している市内の敷地又は市内の建物の所有者、使用者又は管理者で、駆除業者により当該巣を駆除した者を対象とします。ただし、国又は地方公共団体は除きます。	駆除業者に依頼して行ったスズメバチ等の営巣の駆除に要した経費(駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要がある場合の費用及びその復旧に係る費用を除く。)とします。補助対象経費の2分の1以内の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を補助金として交付します。ただし、その限度額は、駆除した巣の数にかかわらず5,000円です。	
27	大府市	大府市に土地もしくは家屋を所有している個人で、市の承認を受けた処理業者に依頼し、営巣しているスズメバチ類を除去した方が補助金の交付対象者となります。	駆除処理金額(消費税を含む)の1/2で、補助限度額は5,000円(100円未満の端数が生じる場合は切捨て)です。当該年度について、1世帯あたり1回が限度です。	
28	大口町	町内に土地もしくは家屋を所有している方、または町内に住所を有している方で、町内に営巣しているスズメバチ類の巣を駆除された方に、補助金を交付します。必ず町の職員による現場の確認を受けてから、専門業者に駆除を依頼してください。	スズメバチ類の巣を駆除することに要した経費の2分の1の額(限度額5,000円)	
29	尾張旭市	尾張旭市では、スズメバチの巣を駆除業者に依頼して駆除した場合、その費用の一部を補助しています。	補助金額(上限額)5,000円/件 ※駆除費用(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1以内です。同一敷地内に巣が2個以上あっても1件です。	
31	大分市	活動中のスズメバチの巣であること 個人が所有または管理する大分市内の土地や建物に営巣したものであること 大分市の指定業者に依頼すること	駆除費用の2分の1(上限8千円)	

ID	自治体名称	対象	補助内容	備考
32	横須賀市(中核市)	横須賀市内の、個人が所有または管理する土地や家屋にできたスズメバチの巣を市が指定する業者で駆除したときは、駆除費用の一部が補助されます。 職員が巣を確認に伺いますので、事前に保健所生活衛生課環境衛生係(電話046-824-9861)までご相談ください。	スズメバチ:8,640円	
33	印西市	市では、スズメバチの巣の駆除に対し、事前に市を通して指定業者へ依頼した場合、予算の範囲内でスズメバチの巣の駆除費用の一部を助成する補助金制度を実施しております。	補助率:駆除費の1/2以内(5万円を上限とする)。	防護服の貸出制度有
34	宇佐市	宇佐市では、スズメバチなどによる危害を防止し、市民の皆さんの安全な生活を守るため、スズメバチなどの営巣の駆除に要した費用の一部を助成しています。	助成対象経費の2分の1の額で、10,000円を上限とします。(100円未満の端数は切捨て)ただし、自治会の場合は20,000円を限度とします。	
35	富士吉田市	市が指定する駆除業者に委託して行ったスズメバチの感動巣の駆除とする。	駆除に要する経費の2分の1に相当する額(5,000円を上限とする)	
36	綾瀬市	スズメバチが営巣し活動していて、建物の軒下等又は日常的に人が立ち入る所にあるもの。	1件につき、駆除費用(消費税を除く)の2分の1以内(100円未満の端数切り捨て)で10,000円が限度額	
37	厚木市(特例市)	公共施設を除く建物、樹木等にできたスズメバチの巣のみ市が委託業者に依頼し、駆除を実施しています。	スズメバチの巣の駆除費用につきましては原則市が負担いたしますが、委託業者が駆除以外に必要な作業が発生すると判断した場合、駆除以外の費用は所有者に負担していただく場合がございます。	防護服の貸出制度有
38	茅ヶ崎市(特例市)	市ではハチの中でも毒性が強く、生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、駆除をしています。	駆除は無料です。なお、巣の場所が判明していない場合は対応できません。	
39	富士市(特例市)	市では、生活環境緊急整備事業として、刺傷すると特に危険なスズメバチの巣の駆除費用の助成を行っています。	巣の駆除費用のうち、6月までは2,160円(税込)、7月以降は3,240円(税込)が自己負担金となります。駆除業者にお支払いください。	
40	沼津市(特例市)	なし		
41	松本市(特例市)	なし		
42	福井市(特例市)	なし		
43	吹田市(特例市)	なし		
44	寝屋川市(特例市)	なし		
45	宝塚市(特例市)	なし		
46	佐賀市(特例市)	なし		